

## マージン率などの情報について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和4年度(令和4年9月～令和5年8月))

記

- 1 派遣労働者の数 25人
- 2 派遣先の実数 年間 8社
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 21,178円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,103円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 38.1%

### 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 教育

種類	対象者	方法	費用負担
ビジネスマナー、基礎製図/設計手法教育	新規雇用者	OFF - JT 有給	無
能力棚卸 ビジネスマナーキャリアアップ教育	2年目社員	OFF - JT 有給	無
情報セキュリティ・コンプライアンス教育 ブラザー&シスター研修	3年目社員	OFF - JT 有給	無
技能維持・向上教育訓練	派遣されている社員	OFF - JT 有給	無

キャリアコンサルティング相談窓口・連絡先 副社長 052-569-8900

### 7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

派遣先に診療所がある場合使用可能

### 8 派遣労働者の待遇決定に係る締結している労使協定について

協定書の有効期間 令和6年3月31日

労使協定者の範囲 事務用機器操作に従事する従業員

株式会社ティ・エス・シー  
許可番号派 23-301792